

公衆浴場許可申請の手引き

沖縄県保健医療部衛生薬務課

令和6年3月

目 次

1. 公衆浴場とは	P 1
2. 公衆浴場営業許可申請について	P 2
3. 公衆浴場営業許可後の手続（営業開始、変更、廃止、承継） について	P12
4. 配置の基準及び構造設備基準について	P14
5. 衛生等措置基準について	P20
6. レジオネラ属菌について	P26
7. 参考	P28

1. 公衆浴場業とは

【公衆浴場の定義】

「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います（公衆浴場法（以下、「法」という。）第1条）。

■ 普通公衆浴場（公衆浴場法施行条例（以下、「条例」という。）第2条第1項）

白湯又は温泉を使用して、同時に多数人を入浴させる施設

例：銭湯

※設置場所の距離規制（条例第3条）や入浴料金規制（物価統制令）があります。

■ その他の公衆浴場（条例第2条第2項）

（1）個室を設け熱気等による入浴設備を有するもの

例：個室付き浴場（ソープランド）

（2）熱気、砂等による入浴設備を有し、男女別又は男子用若しくは女子用の

各一浴室に同時に多数人を入浴させることができるもの

例：サウナ、岩盤浴、酵素風呂

（3）温泉又は薬湯等、白湯以外の湯水を使用し、法第4条ただし書きの規定に

よる療養を目的とするもの

（4）白湯、温泉等を使用し、男女別又は男子用若しくは女子用の各一浴室に

同時に多数人を入浴させる公衆浴場で保養若しくは休養のための付帯設備

を有するもの

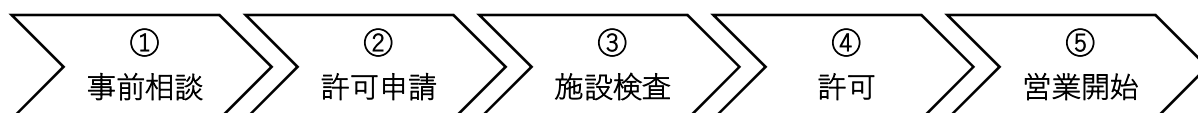
例：健康ランド、ヘルスセンター

サウナやマンションに設置する共同浴場も、公衆浴場の業に該当する場合もあるので、事前に管轄保健所にご相談ください。

2. 公衆浴場営業許可申請について

【手続きの流れ】

公衆浴場法に基づく許可を受けるためには、営業施設の所在地を管轄する保健所にて申請が必要です。許可取得までの流れは以下のとおりです。



①事前相談

申請前に営業施設の所在地を所管する保健所（P4 参照）にご相談下さい。

なお、事前相談の際は、事前に日時を調整の上、施設付近の地図、施設の図面等をお持ちください。

②許可申請

許可申請にあたっては、書類の提出と手数料が必要です。必要書類については5ページを参照ください。

控えが必要な場合は2部提出して下さい（1部に収受印を押印してお返しします）。

③施設検査

施設が構造設備基準（P14 参照）に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。構造設備基準等を満たしていることが確認されるまでは、許可を得ることはできません。

④許可

書類及び立入検査結果について、法令に適合していること確認した後、許可証を交付します。

⑤営業開始

営業開始する前に開始届出を提出してください。なお、営業にあたっては、衛生管理基準（P20 参照）を遵守してください。

【営業にあたり】

○患者に対する入浴拒否（法第4条）

営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。

- 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第4条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者の入浴施設が別に設けられている場合。
- 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合。
- 条例第2条第2項第3号に該当する場合。

○公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止（法第5条）

入浴者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

※次の場合も**新規許可**を受ける必要があります。

- ① 増改築等で構造設備が、許可取得時と同一性を失う場合
例：50%以上の内部改造、100%以上の増改築
- ② 浴場の種別の変更
普通公衆浴場⇔その他の公衆浴場

【各保健所連絡先一覧】

保健所名	連絡先・住所・相談受付時間	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1 8時半～12時、13時～16時	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28 8時半～12時、13時～16時	宜野湾市、沖縄市、うるま市、 宜野座村、金武町、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平212 8時半～12時、13時～16時	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、 西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476 8時半～12時、13時～16時	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438 9時～11時半、13時～16時半	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【許可申請に必要な書類】

チェック	必要書類一覧
□	(1)公衆浴場営業許可申請書（第1号様式） ……P7 参照
□	(2)営業施設を中心とする半径300メートル以内の道路、人家及び大浴場等の大略を示す見取り図
□	(3)営業施設の平面図等 ※条例第2条第2項第1号以外の場合 ……P8 参照 □ ・靴箱、脱衣室、衣類箱、便所、浴室、シャワー・湯水栓、浴槽、その他必要な施設を明示してください。 □ ・脱衣室、浴室、浴槽は面積と寸法を記載してください。 □ ・男女の別を記載してください。
□	(4)構造設備の概要(1. 施設全体) ……P9 参照
□	(5)構造設備の概要(2. 循環系統)※循環式浴槽がある場合 ……P10、11 参照
□	(6)循環式浴槽の構造・配管図（循環ろ過のフロー図）※循環式浴槽がある場合 ろ過器の型式・処理能力・ろ材等が確認できる書面
□	(7)個室の詳細図 ※条例第2条第2項第1号の場合 □ ・個室、待合室、従業員休憩室、タオル保管場所、便所、浴槽はシャワー・湯水栓、脱衣場所、衣類戸棚、照明スイッチ等を明示してください。 □ ・個室の出入口は寸法を記載してください。 □ ・透明窓ガラスの位置と寸法を記載してください(設置する場合)。
□	(6)定款又は寄附行為の写し(原本証明されたもの)及び登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）※申請者が法人である場合
□	(7)敷地が他人の所有の場合は、所有者の承諾書
□	(8)建築基準法による建築確認通知書の写し
□	(9)消防法令適合通知書
□	(10)条例第2条第2項第3号に規定する温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能が確認できる書面
□	(11) 開設者の確認書類 ・ 開設者が個人の場合：運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 ・ 開設者が法人の場合：登記事項証明書の写し（原本照合を行いますので、窓口で原本を提示してください）

【申請手数料について】

申請にあたっては、条例に基づき、**申請手数料 22,000 円**が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。

なお、申請手数料は、申請書を受領した後は、申請を取り下げすることになった場合や不許可処分となった場合でも還付できません。

【他法令に基づく手続きについて】

営業を始めるにあたり、**公衆浴場法以外にも関係法令を遵守する必要があります**。申請や届出が必要か事前に相談して下さい。

(関係法令の一例)

(1) 建築基準法 建築確認等について	管轄各土木事務所（建築主事のいる市の場合は当該市） の建築基準法担当又は民間の建築確認検査機関
(2) 都市計画法 用途地域について	所管する市町村・各土木事務所の都市計画担当
(3) 消防法 消防検査、消防用設備の 設置等について	管轄消防署
(4) 温泉法 温泉の掘削、利用等に関 すること	沖縄県自然保護課・管轄保健所
(5) 廃棄物処理法 一般廃棄物、産業廃棄物 の処理に関する事	管轄保健所・市町村
(6) 食品衛生法 飲食の提供を行う場合	管轄保健所
(7) 浄化槽法 浄化槽を設置する場合	
(8) 水質汚濁防止法 特定施設を設置する場合	
(9) 大気汚染防止法 ばい煙発生施設を設置す る場合 改造・補修工事を行う場 合	

(記 載 例)

第1号様式 (第2条関係)

氏名又は住所等は、住民票や登記事項証明書等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

年 月 日

〇〇保健所長

住 所 那覇市泉崎〇丁目△番地□

氏 名 株式会社〇〇〇

代表取締役△△ □□□

(電話番号) 098-〇〇〇-〇〇〇〇

生年月日 昭和△年△月△日

(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業許可を申請します。

銭 湯：普通公衆浴場
銭湯以外：その他の公衆浴場

記

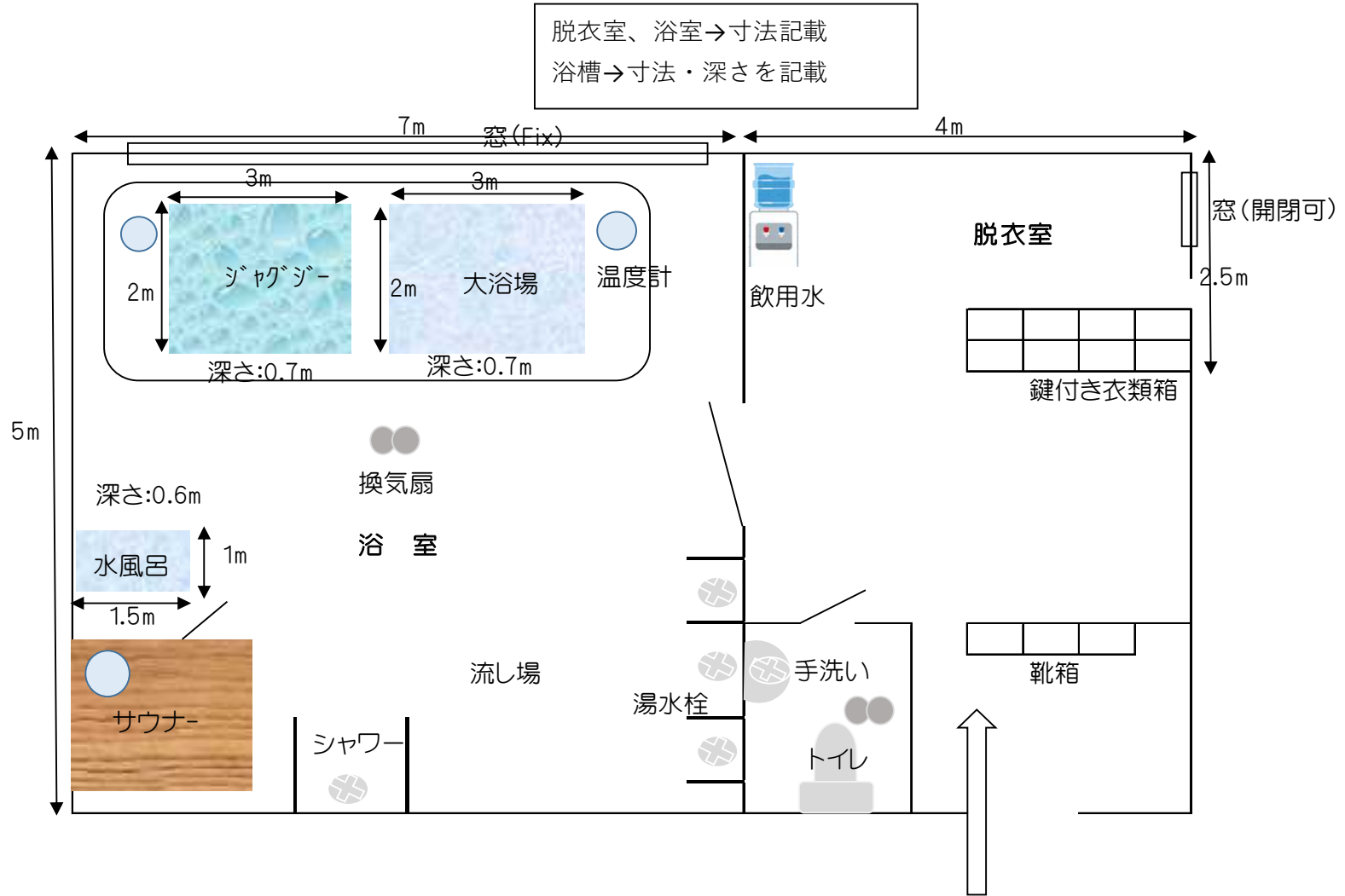
個室：条例第2条第2項第1号
熱気：条例第2条第2項第2号
療養：条例第2条第2項第3号
温泉：条例第2条第2項第4号

営業施設	名 称	沖繩湯
	所 在 地	沖繩市美原〇丁目△番地□
公衆浴場の種類	その他公衆浴場	公衆浴場の種別 条例第2条第2項第2号
工事着手及び落成 予 定 年 月 日	工事着手予定	令和 〇年 〇 月 〇 日
	落成予定日	令和 〇年 〇 月 〇 日
営業開始予定年月日	令和 〇年 〇 月 〇 日	
入 浴 料 金	宿泊者〇〇円 外来者〇〇円	
営業施設の構造設備の概要	(別添のとおり)	

添付書類

- 1 営業施設を中心とする半径300メートル以内の道路、人家及び公衆浴場等の大略を示す見取図
- 2 営業施設の平面図
- 3 敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書
- 4 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 5 建築基準法による建築確認通知書の写し
- 6 条例第2条第2項第1号に規定する特殊公衆浴場にあつては、個室詳細図

(平面図 記載例)



記載例

構造設備の概要

(別紙)

1. 施設全体

種別 (○で囲む) : 条例第2条 1項 [普通] **2項2号 [熱気]** 2項3号 [療養] 2項4号 [保養]

敷地・建物	建物の構造： 鉄筋コンクリート	使用部分	2 階 (4 階建)
下駄箱	男 10 個 女 10 個		
男女の区分	利用の別： <input checked="" type="checkbox"/> 男女 <input type="checkbox"/> 女性専用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	表示： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 境界： 2.5 m		
かぎ付衣類箱	男 20 個 女 20 個		
便所	男 1 個 女 1 個	流水式手洗い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
脱衣室	面積：男 10 m ² 女 10 m ² 床材： リノリウム		
	採光： <input checked="" type="checkbox"/> 開口部 <input checked="" type="checkbox"/> 照明 換気： <input checked="" type="checkbox"/> 開口部 <input checked="" type="checkbox"/> 機械換気		
浴室	面積：男 35 m ² 女 40 m ²		
	床の構造： コンクリート造り 仕上げ： 陶磁器		
	採光： <input checked="" type="checkbox"/> 開口部 <input checked="" type="checkbox"/> 照明 換気： <input type="checkbox"/> 開口部 <input checked="" type="checkbox"/> 機械換気		
湯水栓	シャワー：男 1 個 女 1 個	湯栓：男 3 個 女 3 個	
	水栓：男 3 個 女 3 個	湯水の表示： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備品	洗面容器： 5 個	1人用腰掛け： 5 個	
流し場の勾配	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
蒸し機	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (温度計： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無		
貯水槽	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (ふ た： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無		
調整槽	<input type="checkbox"/> 有 (ふ た： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
使用水	原 湯： <input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水・地下水 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	原 水： <input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水・地下水 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	上がり湯： <input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水・地下水 ()		
	上がり水： <input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水・地下水 ()		
	打たせ湯： <input type="checkbox"/> 循環水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (貯湯槽及び受水槽の混合)		
	洗い場系統： <input type="checkbox"/> 循環水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (貯湯槽及び受水槽の混合)		
	飲用水： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 無 設置場所： 脱衣室内 表示： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
貯湯槽	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 60°C以上 <input type="checkbox"/> 60°C未満 (消毒装置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)) <input type="checkbox"/> 無 貯湯槽内の水を完全に排水： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)		
汚水溝・汚水だめ	<input type="checkbox"/> 有 (材質： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 臭気汚水の流出防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
灰燃えがらの発生	<input type="checkbox"/> 有 (飛散流出防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
娯楽設備	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	付帯設備	<input type="checkbox"/> 有 () m ² <input checked="" type="checkbox"/> 無

記載例

構造設備の概要 2. 循環系統

ろ過器は浴槽毎に設置することを推奨します。

循環系統には、ろ過器の型番や系統の別が確認できるよう任意で番号を付与してください。（例：ろ過器が浴槽毎に異なる→1, 2, 3 ろ過器が同じ場合→1, 1, 1）。

循環系統	1	循環系統	2
浴槽名称	男子 大浴場	浴槽名称	男子 ジャグジー
内湯・露天の別	<input checked="" type="checkbox"/> 内湯 <input type="checkbox"/> 露天	内湯・露天の別	<input checked="" type="checkbox"/> 内湯 <input type="checkbox"/> 露天
使用水	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用型循環 <input type="checkbox"/> 毎日完全換水型循環 <input type="checkbox"/> 非循環	使用水	<input type="checkbox"/> 連日使用型循環 <input checked="" type="checkbox"/> 毎日完全換水型循環 <input type="checkbox"/> 非循環
浴槽面積 (㎡)	3	浴槽面積 (㎡)	3
浴槽容量 (㎡)	2.1	浴槽容量 (㎡)	2.1
使用材質	タイル	使用材質	石
温度計	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	温度計	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ろ過器能力 (㎡/時)	15	ろ過器能力 (㎡/時)	15
ろ材	<input checked="" type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> その他()	ろ材	<input checked="" type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> その他()
逆洗	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	逆洗	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
集毛器	<input checked="" type="checkbox"/> 有(設置場所： ろ過器前) <input type="checkbox"/> 無	集毛器	<input checked="" type="checkbox"/> 有(設置場所： ろ過器前) <input type="checkbox"/> 無
循環水補給場所	<input checked="" type="checkbox"/> 底部 <input type="checkbox"/> その他	循環水補給場所	<input checked="" type="checkbox"/> 底部 <input type="checkbox"/> その他
誤飲防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	誤飲防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
薬剤注入位置	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器直前 <input type="checkbox"/> その他	薬剤注入位置	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器直前 <input type="checkbox"/> その他
使用薬剤	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系 <input type="checkbox"/> 結合塩素モノクラミン	使用薬剤	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系 <input type="checkbox"/> 結合塩素モノクラミン
オーパ [®] -700-水の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	オーパ [®] -700-水の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
回収槽	<input type="checkbox"/> 有(設置場所： 消毒設備： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	回収槽	<input type="checkbox"/> 有(設置場所： 消毒設備： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無
気泡発生装置	<input type="checkbox"/> 有(使用水： <input type="checkbox"/> 連日使用型循環水 <input type="checkbox"/> その他 点検・清掃： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 土埃防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	気泡発生装置	<input checked="" type="checkbox"/> 有(使用水： <input type="checkbox"/> 連日使用型循環水 <input checked="" type="checkbox"/> その他 点検・清掃： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 土埃防止措置： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
水位計	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 配管有(洗浄： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> センサー方式) <input type="checkbox"/> 無	水位計	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 配管有(洗浄： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> センサー方式) <input type="checkbox"/> 無
配管	内部浴槽水の排水： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	配管	内部浴槽水の排水： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
調整箱	<input type="checkbox"/> 有(清掃・消毒： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input checked="" type="checkbox"/> 無	調整箱	<input type="checkbox"/> 有(清掃・消毒： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input checked="" type="checkbox"/> 無

記載例

構造設備の概要

(別紙)

2. 循環系統

非循環の場合

循環系統	3	循環系統	-
浴槽名称	男子 水風呂	浴槽名称	男子 サウナ
内湯・露天の別	<input checked="" type="checkbox"/> 内湯 <input type="checkbox"/> 露天	内湯・露天の別	<input checked="" type="checkbox"/> 内湯 <input type="checkbox"/> 露天
使用水	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用型循環 <input type="checkbox"/> 毎日完全換水型循環 <input type="checkbox"/> 非循環	使用水	<input type="checkbox"/> 連日使用型循環 <input type="checkbox"/> 毎日完全換水型循環 <input checked="" type="checkbox"/> 非循環
浴槽面積 (㎡)	3	面積 (㎡)	5
浴槽容量 (㎡)	1.8	容量 (㎡)	
使用材質	タイル	使用材質	コンクリート
温度計	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	温度計	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ろ過器能力 (㎡/時)	6	ろ過器能力 (㎡/時)	-
ろ材	<input checked="" type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> その他()	ろ材	<input type="checkbox"/> 砂式 <input type="checkbox"/> その他()
逆洗	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	逆洗	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
集毛器	<input checked="" type="checkbox"/> 有(設置場所： ろ過器前) <input type="checkbox"/> 無	集毛器	<input type="checkbox"/> 有(設置場所： <input type="checkbox"/> 無
循環水補給場所	<input checked="" type="checkbox"/> 底部 <input type="checkbox"/> その他	循環水補給場所	<input type="checkbox"/> 底部 <input type="checkbox"/> その他
誤飲防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	誤飲防止措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
薬剤注入位置	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器直前 <input type="checkbox"/> その他	薬剤注入位置	<input type="checkbox"/> ろ過器直前 <input type="checkbox"/> その他
使用薬剤	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系 <input type="checkbox"/> 結合塩素モノケミン	使用薬剤	<input type="checkbox"/> 塩素系 <input type="checkbox"/> 結合塩素モノケミン
オーバーフロー水の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	オーバーフロー水の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
回収槽	<input type="checkbox"/> 有(設置場所： 消毒設備： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	回収槽	<input type="checkbox"/> 有(設置場所： 消毒設備： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
気泡発生装置	<input type="checkbox"/> 有(使用水： <input type="checkbox"/> 連日使用型循環水 <input type="checkbox"/> その他 点検・清掃： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 土埃防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	気泡発生装置	<input type="checkbox"/> 有(使用水： <input type="checkbox"/> 連日使用型循環水 <input type="checkbox"/> その他 点検・清掃： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 土埃防止措置： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
水位計	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<input checked="" type="checkbox"/> 配管有(洗浄： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> センサー方式) <input type="checkbox"/> 無	水位計	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 配管有(洗浄： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> センサー方式) <input type="checkbox"/> 無
配管	内部浴槽水の排水： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	配管	内部浴槽水の排水： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
調整箱	<input type="checkbox"/> 有(清掃・消毒： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input checked="" type="checkbox"/> 無	調整箱	<input type="checkbox"/> 有(清掃・消毒： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 無

3. 公衆浴場営業許可後の手続（営業開始、変更、廃止、承継）について

【営業開始届出】

営業開始時に、建築基準法による検査済証及び衛生措置の概要を添付して公衆浴場営業開始届出書（第4号様式）を提出してください。

【変更届出】

許可申請事項（営業者の住所、法人の代表者や住所、施設の名称、施設の構造など）に変更があった場合、変更後 10 日以内に変更届出を提出してください。

※施設の大幅な変更を行う場合は、事前に保健所までご相談ください。

（必要書類）

- ・公衆浴場営業許可申請・承認届出書記載事項変更届書（第9号様式）
- ・変更内容に応じて下記の書類

変更の内容	必要書類
施設の名称を変更した場合	—
営業者の次の内容の変更があった場合 [個人の場合] 住所、氏名（改姓等） [法人の場合] 住所、名称、代表者の氏名	[個人の場合] 変更内容が確認できる法的書類（住民票抄本など） [法人の場合] 登記事項証明書
増築・改築を行う場合	新旧平面図及び構造設備の概要
その他	変更内容が確認できる書類

【停止・廃止の届出】

公衆浴場の全部又は一部を停止又は廃止した場合、停止又は廃止後 10 日以内に公衆浴場停止・廃止届書（第10号様式）を提出する必要があります。また、廃止の場合は許可証を添付してください。

【承継の届出】

事業の譲渡、個人の相続又は法人の合併・分割により、経営許可を受けた地位を承継した場合、遅滞なく承継届を提出する必要があります。

承継の種類	必要書類
事業の譲渡	(1) 公衆浴場営業承継届書（譲渡用）（第4号様式の2） (2) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (3) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し
個人の相続	(1) 公衆浴場営業承継届書（相続用）（第5号様式） (2) 相続開始の事実の記載がある戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により経営者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書（第6号様式）
法人の合併	(1) 公衆浴場営業承継届書（合併用）（第7号様式） (2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し (3) 合併の締結後、合併契約を承認したことが確認できる書面
法人の分割	(1) 公衆浴場営業承継届書（分割用）（第8号様式） (2) 分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し (3) 分割の締結後、分割計画を承認したことが確認できる書面

4. 配置の基準及び構造設備基準について

【配置の基準】 条例第3条 ※普通公衆浴場のみ適用

新たに設置する普通公衆浴場と既設の普通公衆浴場の最短距離

- 市に設置・・・200m以上
- 町村に設置・・・300m以上

ただし、次の場合は距離規制は適用されません。

- (ア)設置許可を受けた普通公衆浴場が3月以内に着工しない又は10月以内に工事が完成しない時
- (イ)正当な理由なく、既設の普通公衆浴場が工事の完成後2ヶ月以内に営業を開始しない時又は引き続き6月以上休業している時。
- (ウ)土地の状況、人工の密度その他特別の事情があると知事が認めたとき。

【構造設備の基準】 公衆浴場法施行細則第7条別表1

普通公衆浴場及び個室以外のその他の公衆浴場の構造設備基準

(1) 施設全体

- 脱衣室、便所、浴室等は、それぞれ区画して設けること。
- 入浴者の履物を安全に保管するための設備を設けること。
- 脱衣室及び浴室は、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- 男子用脱衣室及び浴室と女子用脱衣室及び浴室との境界には、高さ2メートル以上の障壁を設け、相互に見通せない構造とすること。

(2) 脱衣室

- 脱衣室の出入口の見やすい場所に男女の別を表示すること。
- 脱衣室の床面積は16㎡以上とすること（条例第2条第2項第2号の場合は7.5㎡）。
- 脱衣室の床は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用い敷物等を置かないこと。
- 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管するための適当数の鍵付衣類箱を設けること。
- 脱衣室には、適当な採光及び換気のための開口部又は設備を設けること。

(3) 便所

- 便所は、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。

(4) 浴室

- 浴室には、適当な採光及び換気のための開口部又は設備を設けること。

- 浴室の床面積は 21 m²以上とすること（条例第 2 条第 2 項第 2 号の場合は 15 m²）。
 - 浴室の床は、コンクリート造りとし、その表面は、陶磁器、石、人造石又はモルタルの類で仕上げること。
 - 浴室には、湯気抜きのための開口部又は換気扇を設けること。
 - 浴室には、シャワー並びに湯栓及び水栓を設けること。また、湯栓及び水栓は、コックバルブの類を用い、湯又は水であることを表示すること。
 - 浴室には、洗面容器及び 1 人用腰掛けを相当数準備すること。
 - 流し場は、適当なこう配を付し、使用後の湯水を屋外の下水溝等に完全に排出させる構造とすること。
 - 水位計を設置する場合は、水位計は、配管内を洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
 - 配管は、内部の浴槽水を完全に排水することができる構造であること。
 - 調節箱を設置する場合には、調節箱は、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように調節箱の上がり用湯の消毒を行うことができる設備が備えられていること。
 - 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、例外規定有り。次の場合^{※1}は、下記のとおり。
 - i 浴槽の縁からあふれた湯水を回収槽へ送るための配管は、直接循環配管に接続しないこと。
 - ii 回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水の消毒を行うことが設備が備えられていること。
- ※ 1 浴槽の縁からあふれた湯水の浴用使用について適用外となる場合（①②いずれも満たすこと）。

①営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合

②アイの方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用する場合
ア. ろ過器は、1 週間に 1 回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
- 打たせ湯並びに洗い場の湯栓及びシャワーで使用する湯水は、再利用をした浴槽水を用いる構造でないこと。
 - 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

(5) 浴槽等

- 浴槽の床面積は、 3 m²以上とすること（条例第 2 条第 2 項第 2 号の場合は適用外）。

- 浴槽は、タイル等の耐水材料を用い、熱湯が入浴者に直接接触しない構造とすること。
- 浴槽には、適当な位置に浴槽内の浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- 蒸し機を設置する場合には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
- 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、気泡発生装置は、次の構造設備の基準によること。
 - i 気泡発生装置等は、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。
 - ii 点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり並びに浴槽水並びに貯湯槽及び調節箱の湯水が入らない構造であること。

(6) ろ過器等を使用して循環させる場合

- 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- 浴槽水を浴槽とろ過器等との間を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - i ろ過器は、1時間当たりで浴槽の容量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
 - ii ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - iii 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - iv 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - v 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(7) その他

- 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。
- 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する湯水は、その水質を次の基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
有機物等	全有機炭素3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量10mg/L以下
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと(10cfu/100ml以下)

- 貯湯槽は、次の構造設備の基準によること。
 - i 貯湯槽内の湯水全体の温度を通常の使用状態において 60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。（例外規定：営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うことができる設備を設置すること。）
 - ii 貯湯槽は、完全に排水することができる構造であること。
- 污水溝、污水だめ等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び污水の浸漏を防ぐのに必要な設備とすること。
- 灰、燃えがら等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃えがら等の飛散を防ぐのに必要な設備をすること。
- 浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい位置に水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置^{※2}により供給される水その他飲用に適する水を供給する設備を設け、かつ、その直近にその旨を表示すること。

※2 「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある娯楽設備を設けないこと。
- 上階に浴室を設けるときは、その階下は、鉄筋コンクリート、鉄骨又はレンガ造りとすること。
- 条例第 2 条第 2 項第 4 号に規定する公衆浴場が有する保養又は休養のための附帯施設は、その床面積を、1 室 33 m²以上とすること。

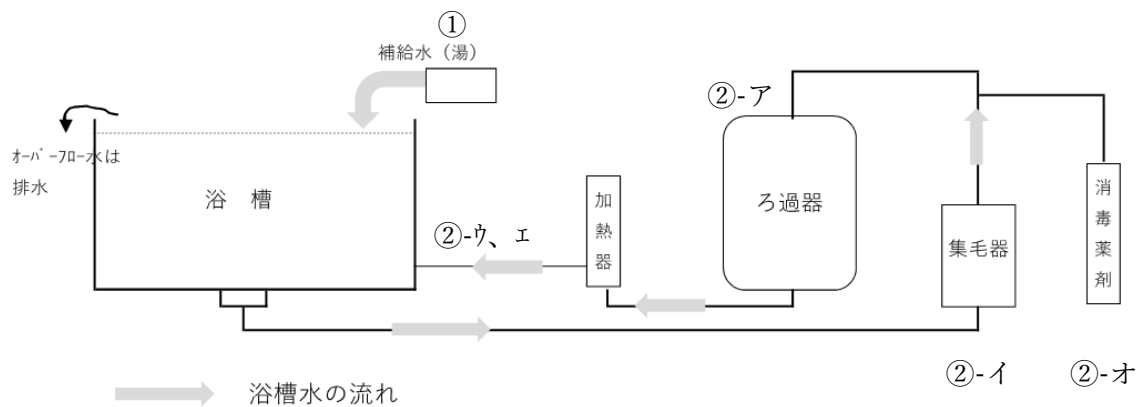
個室を設ける公衆浴場の構造設備の基準

- 個室には、入浴に必要なでないものを置かないこと。ただし、入浴者の所持する物は、この限りでない。
- 個室の床面積は、5 m²以上とすること。
- 待合室は、適当な広さのものを設けること。
- 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用鍵付ロッカーを備えること。
- タオルを保管する戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
- 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- 個室は、個室の出入口から見通しのきく構造とすること。
- 個室の出入口は、幅 0.7m 以上及び高さ 1.8m 以上とし、出入口戸を設けるときは、その上半分の位置に幅 0.6m 及び高さ 0.7m 以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、遮蔽物を設けないこと。この場合において、出入口戸には、鍵を付けないこと。

- 個室には、使用の度に浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに相当数の湯栓及び水栓を設けること。
- 個室には、換気及び湯気抜きのための適当な大きさの開口部を設け、又は換気扇等の機械設備を設けること。
- 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための衣類戸棚又は衣類箱を設けること。
- 個室内の照明用電灯は、そのスイッチを当該個室の外壁に設け、かつ、1個のスイッチで個室内の全部の照明の点滅をすることができるものとする。
- 蒸し機には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

- 原 湯・・・浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される湯水
- 原 水・・・原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水
- 上がり用湯・・・洗い場・シャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水
- 上がり用水・・・洗い場・シャワーに備え付けられた湯栓から供給される水
- 浴 槽 水・・・浴槽内の湯水
- 循 環 配 管・・・湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管
- 貯 湯 槽・・・原湯等を貯留する槽
- 調 整 箱・・・洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調整するための槽
- 回 収 槽・・・オーバーフロー水を回収するめに設置する槽

循環配管のイメージ図



- ① 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- ② 浴槽水を浴槽とろ過器等との間を循環させる場合は、次の構造基準によること。
 - ア. ろ過器は、1時間あたりで浴槽の容量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は十分な逆洗浄を行えるものであること。
 - イ. ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - ウ. 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - エ. 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - オ. 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

「循環」とは、ろ過器を使用していなくても、加温装置を経由させ循環している場合も含まれます。

5. 衛生等措置基準について

【衛生等措置の基準】 条例第4条別表1

普通公衆浴場及び個室以外のその他の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置基準

(1) 共通

- 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、床面において適度な照度を有するようにすること。

※公衆浴場における衛生等管理要領等より

場 所	照度 (ルクス)	測定地点
浴室	150～300	床面
脱衣所、便所	150～300	床面
受付	300～700	作業面
下足場	300～700	床面
廊下	75～150	床面

- 浴場の施設は、常に清潔を保持し、脱衣室、浴室、便所、洗面容器その他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上掃除又は洗浄すること。

(2) 脱衣室及び便所

- 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒し、ねずみ、昆虫等を駆除すること。

(3) 浴室

- 流し場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

(4) 浴槽及び浴槽水

- 浴槽水及び上り用湯の温度は、常に40℃以上に保つこと。
- 浴槽内の浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯及び原水を供給することによりいっ水させ、清浄に保つこと。
- 浴槽内の浴槽水は、毎日、完全に換水すること。ただし、次の場合^{※1}は、1週間に1回以上、完全に換水すること。

※1 浴槽水の毎日換水について適用外となる場合（①②いずれも満たすこと）。

① 営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合

② アイの方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用する場合

ア. ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

イ. 浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。

- 浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の衛生措置の基準によること。
 - i ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
 - ii 浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。
- 循環配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。
- 水位計の配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。
- 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1.0mg/Lを超えないように努めるとともに、0.4mg/L程度に保つこと。
- 浴槽水の消毒に結合塩素のモノクロラミンを使用する場合、浴槽水中の結合残留遊塩素濃度を頻繁に測定して、0.3mg/L程度に保つこと。
- 測定した遊離残留塩素濃度又は結合残留遊塩素濃度の記録を、測定の日から3年間保存すること。
- 浴槽とろ過器との間で循環している浴槽水を、塩素系薬剤等を使用して消毒を行う場合には、塩素系薬剤等は、ろ過器の直前に投入すること。
- 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- 調節箱は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うこと。
- 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、例外規定有り^{※2}。

※2 浴槽の縁からあふれた湯水の浴用利用について適用外となる場合（①～④いずれも満たすこと）。

 - ①営業上の必要その他特別の事情により困難な場合
 - ②アイの方法により浴槽からあふれた湯水を浴槽とろ過器との間で循環させ再利用する
 - ア. ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
 - イ. 浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。
 - ③湯水をおくるための配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行う。
 - ④回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒を行う。
- 浴槽に気泡発生装置を設置する場合には、次の衛生措置の基準によること。
 - i 定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - ii 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
 - iii 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

- 連日使用型循環浴槽水は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させて浴槽とろ過器との間を循環させることにより、清浄に保つこと。

(6) 水質管理

- 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯、並びに、浴槽内の浴槽水は規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯)

色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
有機物等	全有機炭素3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量10mg/L以下
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと(10cfu/100ml以下)

(浴槽水)

濁度	2度以下
有機物等	全有機炭素3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量10mg/L以下
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと(10cfu/100ml以下)

- 貯湯槽の湯水全体の温度を、通常の使用状態において、60℃以上に保ち、かつ最大使用時においても55℃以上に保つこと。(例外規定：ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。)
- 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うとともに、設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。
- シャワーは、次の衛生措置の基準によること。
 - i 1週間に1回以上、内部の湯水を換水すること。
 - ii 6月に1回以上、内部を点検し、必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。
 - iii 1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。
- 水質検査は、次のとおり行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。

毎日換水している浴槽水	1年に1回以上
塩素系薬剤等を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水	1年に2回以上

塩素系薬剤等を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水	1年に4回以上
-------------------------------	---------

- 水質検査の結果、水質が規則で定める基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。
- 浴槽水を河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(7) その他

- タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与する場合は、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある物品の販売等の行為を行わないこと。
- 営業時間は、日の出から翌日の午前1時までの間において定めること。ただし、知事が公衆衛生上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を呼びかけること。
- 衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に衛生管理について周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に関する責任者を定めること。
- 公衆浴場の構造設備を変更する場合には、その変更に係る構造設備が法第2条第2項の許可を与えないことができる場合に該当しないものであること。

(8) 風紀等

- 7歳以上の男女を混浴させないこと。
- 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ、又は置かないこと。
- 従業者の服装及び行動について、風紀を乱すおそれがないようにすること。

(参考：清掃・消毒の頻度)

場 所	清 掃	消 毒	根 拠
脱衣室、浴室、便所、洗面容器等	毎日	月 1 回以上	条例 衛生管理要領
浴槽	毎日(連日使用型循環浴槽水の場合は週 1 回以上)		条例
ろ過器・循環配管	週 1 回以上 (ろ過器)	週 1 回以上 (ろ過器・循環配管)	条例 衛生管理要領
水位計配管	—	週 1 回以上	条例
集毛器	毎日	毎日	条例
調整箱	生物膜の定期的監視の上、必要に応じて	生物膜の定期的監視の上、必要に応じて	条例
回収槽及びその配管	頻繁	頻繁	条例
気泡発生装置	定期的	定期的	条例
貯湯槽	生物膜の定期的監視(設備の破損等、温度計の性能確認も併せて)の上、必要に応じて	生物膜の定期的監視(設備の破損等、温度計の性能確認も併せて)の上、必要に応じて	条例
シャワー	① 内部の湯水の換水(週 1 回以上) ② 内部点検(年 2 回以上)の上、必要に応じて年 1 回以上	① 内部の湯水の換水(週 1 回以上) ② 内部点検(年 2 回以上)の上、必要に応じて年 1 回以上	条例
浴室内の排水口	適宜、汚水を適切に排水		衛生管理要領
空気調査装置、換気扇	適宜		衛生管理要領
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	年 1 回以上		衛生管理要領
その他の給水、給湯設備	必要に応じて	必要に応じて	衛生管理要領
排水設備(排水溝、排水管、汚水ます、温水器等)	適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保つ	月 1 回以上	衛生管理要領
施設の周辺	毎日		衛生管理要領

個室を設ける公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準

(1) 共通

- 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、床面において適度な照度を有するようにすること。
- 浴場の施設は、常に清潔を保持し、脱衣室、浴室、便所、洗面容器その他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上掃除又は洗浄すること。

(2) 脱衣室

- 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒し、ねずみ、昆虫等を駆除すること。

(3) 便所

- 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒し、ねずみ、昆虫等を駆除すること。

(4) 浴室

- 流し場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

(5) 浴槽及び浴槽水

- 浴槽水及び上り用湯の温度は、常に40℃以上に保つこと。
- 浴槽水は、入浴者ごとに完全に換水すること。

(6) 水質管理

- 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯、並びに、浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(7) その他

- タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与する場合は、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある物品の販売等の行為を行わないこと。
- 営業時間は、日の出から翌日の午前1時までの間において定めること。ただし、知事が公衆衛生上必要があると認めるときは、この限りでない。

(8) 風紀等

- 7歳以上の男女を混浴させないこと。
- 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ、又は置かないこと。
- 従業者の服装及び行動について、風紀を乱すおそれがないようにすること。

6. レジオネラ属菌について

【レジオネラ属菌とは】

レジオネラ属菌は、土の中や河川、湖沼など自然界に生息している細菌です。アメーバなどの原生動物に寄生し、20～45℃で増殖します。冷却塔水や循環式浴槽水などで増殖することが知られています。

【レジオネラ症とは】

レジオネラ症は、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、感染症法の四類感染症に分類されます。急激に重傷になって死亡する場合もあるレジオネラ肺炎と数日で自然に治る場合が多いポンティアック熱に分けられます。

レジオネラ肺炎は、乳幼児や高齢者、病人など抵抗力が低下している人や、健康な人でも疲労などで体力が落ちている人が発病しやすいといわれています。

【レジオネラ属菌が検出された場合】

レジオネラ属菌が検出された場合、感染・感染拡大を防止するために適切に対応する必要があります。

(1) 検査結果の報告

- ・レジオネラ属菌が検出された浴槽等の使用を自粛します。
- ・公衆浴場法施行条例第4条に基づき速やかに保健所へ報告してください。保健所職員によるヒアリングを行います。ヒアリングの結果、汚染拡大のおそれが大きい等、追加の措置が必要と判断した場合は、使用を自粛する入浴設備の追加等を助言することもあります。
- ・維持管理に係る書類（平面図、循環系統図、自主管理手引き書、清掃・消毒の点検表、水質検査の結果等）の準備をしてください。

(2) 保健所による立入調査及び改善指導

- ・保健所職員による立入調査を行い、施設内の維持管理状況の確認や点検記録表の確認を踏まえ、今後の対策を指導します。

(3) 改善措置の実施

- ・保健所からの指導を踏まえ、レジオネラ属菌が検出された原因究明を行います。
- ・汚染源の除去対策として、専門業者に相談の上、ろ過器、循環配管、浴槽等の洗浄及び消毒等を行います。

(4) 改善報告書の作成

- ・経緯、原因究明、今後の改善についてまとめた報告書の作成を行います。

(5) 再検査の実施

- ・改善措置の実施後、再検査を行います。
- ・検査結果が判明次第、速やかに保健所に報告してください。
不検出 → 水質検査の結果と改善報告書を保健所に提出。
検 出 → 保健所と協議の上、更なる原因究明及び必要な改善措置を講じます
(不検出確認まで対策と検査を繰り返す。)

(6) 使用再開

- ・施設の衛生面の安全が確認できたと判断された場合は、入浴設備の使用自粛の解除を行います。
- ・提出した改善対策と公衆浴場法施行条例第4条別表1にある衛生基準に従った衛生管理を行ってください。

(7) 使用再開後の水質検査の実施

- ・再開後の管理状況が適切に行われているか確認するために、使用再開後約2ヶ月後に再度水質検査を行い、その結果を速やかに保健所に報告してください。
不検出 → 継続して、上述のとおり改善対策及び衛生基準に従って衛生管理を行う。
検 出 → 保健所と協議の上、更なる原因究明及び必要な改善措置を講じます
(不検出確認まで対策と検査を繰り返す。)

7. 参考

○厚生労働省HP 公衆浴場のページ



○沖縄県HP 公衆浴場について



○公衆浴場における衛生等管理要領（厚生労働省）



○循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（厚生労働省）



○入浴施設の衛生管理の手引き

